

毎週火、金曜日発行(但休日、日曜日は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇監査公告
昭和三十年度に係る鳥取火災復興事務所ほか
一箇所の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第四百十七号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十年度に
係る鳥取火災復興事務所並びに東部港湾修築事務所の定
期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表す
る。

昭和三十一年六月七日

鳥取県監査委員 松本利治
同 山本四郎

同 大西節夫
同 近藤伝一

監査箇所 執行年月日

鳥取火災復興事務所 昭和三十一年四月十七日

東部港湾修築事務所 同 五月四日

鳥取火災復興事務所 昭和三十一年四月十七日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 近藤伝一

監査概況

鳥取火災復興都市計画事業は当初昭和二十七年から三
ヶ年計画により事業費五億三千九百万円をもつて着手し
たが、その後工費の増額承認を受け工期を一ヶ年延長し
昭和三十年度ももつて一応完了することになつていた。
しかし当所は、県の行政機構改革により本年四月三十
日限り廃止されるので今回の監査は、事業の進捗状況及

び事務の整理並びに引継準備の状況等につき留意し、且つ従来の未処理、懸案事項の措置等その執行につき実施した。

その結果全体計画による事業費の年度割に一部変更があつて工期を更に一ヶ年延長を余儀なくしており、また本年度工事(二十九年繰越分を含む)は一部を翌年度に繰越措置をしていたほか概ね順調に進捗したものと認められた。しかしながら前記繰越事業の中には、鳥取市委託施行分が一千七百五十余万円あり、殊に墓地移転事業(二十九年年度分一四七万余円を含む)が大部分を占めているので該事業の推進に当つて県並びに事業継承関係当局は特に留意を要する。

また事業完成に伴う精算事務の準備等については、前回も指摘要望した如く関係当局において特に慎重を期し遺漏のないよう措置を講ずべきである。

なお次の点留意されたい。
一 全体計画による年次別施行状況は左表のとおりであつて昭和三十一年度における事業費は年次計画に基く

七百二十五万円及び繰越事業費四千二百九十万円を併せ合計五千十五万円となる見込であるが、この中には墓地移転その他相当困難性ある事業が多いと思考され、更に区域の編入手続のほか換地精算、替費地の処理等についての基本的な処理事項が多く残つているので、これらについては今後急速に適切な措置を講じ、事業の早期完遂を図るよう当局は十分留意されたい。なお市委託施行に対する検査確認並びに換地精算指導(市施行にかかる旧都市計画区域における精算が未了のようである)についても格別留意が肝要と認められた。

鳥取火災復興都市計画事業年次別状況(単位千円)

区 分	事業費	備 考
全体 計画	五、五、一、七六	昭和三〇年度末現在
昭和二十七年	一、九、七、三三	認可額
二八年	一、六、七、三三	〃
二九年	一、〇、三、七四	〃
三〇年	六、七、五〇	〃
三一年	七、三、三〇	認可見込額

昭和三十一年度事業施行状況

区 分	実施計画	実施額		備 考
		(支)	(出見込額)	
昭和二十九年 繰越事業	二九、八〇〇		一五、一〇〇	
昭和三十一年度事業	七〇、四〇〇		四、九六六	
公共事業	六、三三〇		三、五五〇	市委託分
単県事業	三、三九六		三、三九六	市委託分三、八三、五六円を含む
計	九九、九四六		五、〇、〇六六	

翌年度繰越額 一四、七〇〇

(単位千円)

翌年度繰越事業の内訳は区画整理費三〇、六〇四、五七五円(主として家屋及び墓地移転補償費) 街路費一〇、一九六、一〇二円、その他二、〇九九、三二三元である。

二 工事事務の整理については、鋭意努力し一部を除き完了していた。また引継関係書類も準備中であつたが中でも昭和二十七年における建物強制移転に伴う弁償金(四十万余円)の未収、整理、或いは水路工事に對する出納員保管金の引継等について遺漏のないよう注意して置いた。

東部港湾修築事務所 昭和三十一年五月四日 監査
監査委員 松 本 利 治

監査概況
本所は近く行われる県行政機構の改革に伴つて廃止されることに決定しているので今回の監査は、本年度施工工事の状況特に工事事務の引継準備及びその整理状況等に重点をおき実施した。その結果本年度工事は、財政的事

情によつて事業費の減額並びにその財源措置の遅延等により工事の一部中止、変更等の措置を講じたほか、他は概ね円滑に執行していたものと認めた。

なお左記事項につき主管課及び継承関係当局の留意を望む。

一 網代港修築工事

本年度事業費は、当初二千六百万円をもつて新水路くつさく、波除堤築造等施工する計画であつたがその後事業費の一部減額を受け、当初計画を変更し、新水路くつさく、導流堤取除、旧水路縮切堤と波除堤の方塊製等実施していたが、新水路くつさく工事(部分請負一〇〇万余円)は完成後間もなく冬季風浪により災害を受け埋没していたが、本工事は波除堤築造工事完了後か或いは該工事と併行施工しておれば被害も最少限度に喰い止められたことと考えられる。

また本工事の一部である旧水路の縮切堤先端は、漁船航行困難を理由に地元関係者との話がまとまらず監査時工事を中止(繰越措置済)していたので特に早期

解決に努力すること。

二 田後港改修工事

田後港第四防波堤修築工事は新規(六ヶ年継続事業)として本年度事業費一千万円をもつて建設省第三港湾建設局に工事を委託し着工(事業費の中県直営として既設第三防波堤の嵩上工事分九二四、一九六円を含む)したが第四防波堤工事の一部年度内未完了(二百万円)のため事業繰越としている。したがつて本年度委託工事は準備段階であるため主として、型枠製作及び附帯工事等を施行しているが、委託施工の関係上、監査時において支払関係に相当額の未処理のものがあつたので、早急整理すること。

なお工事の施行並びに進行状況等のは、あくについては、つねに委託関係者と連絡を密にし遺漏なきを期すること。

三 各年災害復旧工事

北防波堤復旧工事は総工費九百二十五万八千一百六十八円で昭和二十八年より継続施工中であるが、本年

度二百六十四万九千六百二十八円で昭和三十年六月二十八日着工十一月二十八日完成したところ十二月十六日及び昭和三十一年一月七日、二月二十八日の三回にわたり風浪のため各年度分割施工の接続点に三五輝以上の間隙と、場所打に沈下を来し上段方塊一個下脱その他き裂を生じていたので今後この点充分留意善処すること。

四 工事の施工、監督並びに事務の整理に努力しているものと認められたが従来の指摘事項が未だ徹底改善されていない面があつた。なお事務の引継書類は準備中であつたが、中でも繰越工事事務等の引継限界について一層明確を期するよう注意して置いた。